

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	えびの市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ebino.lg.jp/display.php?cont=161207110523

執行機関名 えびの市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	えびの市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(昭和54年えびの市条例第22号)による母子及び父子家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		えびの市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年えびの市条例第28号)第4条第1項中の表 第1の項 えびの市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(昭和54年えびの市条例第22号)による母子及び父子家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	えびの市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(昭和54年えびの市条例第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子及び父子家庭の医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家庭の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		えびの市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(昭和54年えびの市条例第22号) えびの市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和54年えびの市規則第17号)